

公立学校施設整備助成制度の概要

- 1 新增改築事業
 - ・ 新增築 不足する校舎等を新しく建築
 - ・ 改築 老朽した校舎等を建て直す

- 2 大規模改造事業

既存の校舎等を取り壊さずに、内外装等の模様替えや、教室の機能を高めたり、用途の変更を行う。

対象工事の内容

 - ・ 老朽施設の改造
 - ・ 耐震補強
 - ・ 教室内容・方法等に適合させるための改造
 - ・ 消防法等法令の規定に適合させるための改造
 - ・ 空調（特別教室、管理関係諸室等）
 - ・ 障害児対策のための施設（例：エレベーター、自動ドア）

- 3 地震防災対策事業
 - ・ 地震補強
 - ・ 防災機能の充実・強化（例：備蓄倉庫等）

- 4 学校施設の質的向上のための事業
 - (1) 教室内容・方法の多様化に応じた施設づくり
 - ・ 多目的スペース・・・多様な学習活動及び児童生徒の生活・活動の場として利用
 - (2) ゆとりと潤いのある施設づくり
 - ・ 心の教室・・・余裕教室などを活用してカウンセリಂಗルームを整備
 - ・ 専用講堂・・・学校行事及び地域住民の芸術文化活動のための講堂の整備
 - ・ 環境を考慮した学校・・・新エネルギー・省エネルギー技術の導入や、緑化、中水施設（エコスクール）利用などを推進
 - ・ バリアフリー化・・・障害児等にやさしい施設づくり
 - (3) 地域との連携・交流を進める施設づくり
 - ・ 地域・学校連携施設・・・学校・家庭・地域社会の連携協力や学校開放を支援

【耐震補強事業の概要】

対象建物

新耐震設計基準（昭和56年度公布）以前に建設された施設の耐震補強に要する工事費及び耐震診断費等に対する補助。

区 分	事 業 名 等	事業対象規模
中等教育(前期課程) 中学校 小学校 特殊教育 幼稚園	大規模改造事業のうち 耐震補強工事 補助率 1 / 3	下限額 400万円 上限額 2億円
中等教育(前期課程) 中学校 小学校	地震補強事業 補助率 1 / 2	なし

私立学校施設整備助成制度の概要

- 1 私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業等（大学、短期大学、高等専門学校）
 - ・危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事
 - ・ダイオキシン対策のための焼却炉の改修・更新
 - ・施設のバリアフリー化改造工事
 - ・優れた研究組織に対する研究施設等の整備
 - ・施設のマルチメディア化改造工事、学内 LAN の整備
- 2 施設高機能化整備費に対する補助（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊教育諸学校）
 - ・防災機能強化のための施設整備
 - ・施設のバリアフリー化改造工事、校内 LAN の整備
 - ・環境に配慮した施設づくり、環境教育のための施設整備
- 3 私立幼稚園施設整備費補助

【耐震補強事業の概要】

対象建物

新耐震設計基準（昭和56年度公布）以前に建設された施設の耐震補強に要する工事費及び耐震診断費に対する補助。

区 分	事 業 名 等	事業対象規模
大学 短大 高専	私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業のうち 学校施設耐震改修事業 補助率 1 / 2 以内	事業費 1,000 万円以上 原則として築30年未満 の施設を対象
高校 中等教育 中学校 小学校 特殊教育	私立高等学校等施設高機能化整備費補助のうち 防災機能強化施設整備事業 補助率 1 / 3 以内	下限額 400 万円 上限額 2 億円
幼稚園	私立幼稚園施設整備費補助のうち 耐震補強工事事業 補助率 1 / 3 以内	下限額 400 万円 上限額 1 億円